

愛知県地域防災計画(風水害等災害対策計画)

新旧対照表(案)

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																				
	第1編 総則	第1編 総則																					
	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	第2章 基本理念及び重点を置くべき事項																					
	第2節 重点を置くべき事項	第2節 重点を置くべき事項																					
4	<p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>また、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	<p>(略)</p> <p>3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>また、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）及び災害発生情報（以下、「避難勧告等」という。）等に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。</p>	表記の整理																				
	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱																					
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱																					
7	<p>(略)</p> <p>2 市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(略) <u>(追加)</u>	<p>(略)</p> <p>2 市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) <u>(18) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(略) <u>(18) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</u>	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正												
機関名	内容																						
市町村	(略) <u>(追加)</u>																						
機関名	内容																						
市町村	(略) <u>(18) 救助実施市である名古屋市は、同市の区域において災害救助法に基づく被災者の救助を行う。</u>																						
7	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(略) (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の<u>防災情報</u>の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)		東海財務局	(略) <u>(追加)</u>	(略)		名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の <u>防災情報</u> の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	<p>3 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東海財務局</td> <td>(略) <u>(6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>(略) (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の<u>防災気象情報</u>の発表、伝達及び解説を行う。 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)		東海財務局	(略) <u>(6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>	(略)		名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の <u>防災気象情報</u> の発表、伝達及び解説を行う。 (略)	<p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
機関名	内容																						
(略)																							
東海財務局	(略) <u>(追加)</u>																						
(略)																							
名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の <u>防災情報</u> の発表、伝達及び解説を行う。 (略)																						
機関名	内容																						
(略)																							
東海財務局	(略) <u>(6) 上記(1)～(5)の措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員(リエゾン)を派遣する。</u>																						
(略)																							
名古屋地方気象台	(略) (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の <u>防災気象情報</u> の発表、伝達及び解説を行う。 (略)																						

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																				
13	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 196 443 276"></td> <td data-bbox="443 196 1081 276">(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 276 443 467">東海総合通信局</td> <td data-bbox="443 276 1081 467">(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 467 443 507">(略)</td> <td data-bbox="443 467 1081 507"></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。	東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1149 196 1328 276"></td> <td data-bbox="1328 196 1966 276">(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 276 1328 467">東海総合通信局</td> <td data-bbox="1328 276 1966 467">(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 467 1328 507">(略)</td> <td data-bbox="1328 467 1966 507"></td> </tr> </table> <p>(略)</p>		(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。	東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。	(略)		<p>対策の追加</p>								
		(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。																					
東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与を行う。																						
(略)																							
	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。																						
東海総合通信局	(略) (6) 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。																						
(略)																							
	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 627 533 667">機関名</th> <th data-bbox="533 627 1059 667">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 667 533 707">(略)</td> <td data-bbox="533 667 1059 707"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 707 533 970"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="533 707 1059 970"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 970 533 1010">日本銀行</td> <td data-bbox="533 970 1059 1010">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1010 533 1433">日本赤十字社</td> <td data-bbox="533 1010 1059 1433"> (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、<u>平時</u>から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 <u>(追加)</u> (2) 医療、助産、<u>遺体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3) (略) (4) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	日本銀行	(略)	日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、 <u>平時</u> から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 <u>(追加)</u> (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3) (略) (4) (略)	<p>5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1149 627 1417 667">機関名</th> <th data-bbox="1417 627 1944 667">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1149 667 1417 707">(略)</td> <td data-bbox="1417 667 1944 707"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 707 1417 970"><u>独立行政法人都市再生機構</u></td> <td data-bbox="1417 707 1944 970"> <u>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u> <u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 970 1417 1010">日本銀行</td> <td data-bbox="1417 970 1944 1010">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 1010 1417 1433">日本赤十字社</td> <td data-bbox="1417 1010 1944 1433"> (1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、<u>平常時</u>から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 <u>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、<u>死体</u>の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) (略) (5) (略) </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)		<u>独立行政法人都市再生機構</u>	<u>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u> <u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u>	日本銀行	(略)	日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、 <u>平常時</u> から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 <u>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) (略) (5) (略)	<p>(独) 都市再生機構の指定公共機関への指定に伴う修正</p> <p>災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正及び表記の整理</p>
機関名	内容																						
(略)																							
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																						
日本銀行	(略)																						
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、 <u>平時</u> から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 <u>(追加)</u> (2) 医療、助産、 <u>遺体</u> の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (3) (略) (4) (略)																						
機関名	内容																						
(略)																							
<u>独立行政法人都市再生機構</u>	<u>(1) 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。</u> <u>(2) 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。</u>																						
日本銀行	(略)																						
日本赤十字社	(1) 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、 <u>平常時</u> から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。 <u>(2) 避難所の設置に係る支援を行う。</u> (3) 医療、助産、 <u>死体</u> の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。 (4) (略) (5) (略)																						

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 196 528 236"></td> <td data-bbox="528 196 1064 236">(5) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="264 236 1064 276">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 276 528 622"> 中部電力株式会社、 関西電力株式会社、 電源開発株式会社 </td> <td data-bbox="528 276 1064 622"> (1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="264 622 1064 662">(略)</td> </tr> </table>		(5) (略)	(略)		中部電力株式会社、 関西電力株式会社、 電源開発株式会社	(1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u>	(略)		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1149 196 1413 236"></td> <td data-bbox="1413 196 1948 236">(6) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1149 236 1948 276">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1149 276 1413 622"> 中部電力株式会社 <u>(※1)、株式会社J ERA、関西電力株 式会社 (※2)、電源 開発株式会社 (※3)</u> </td> <td data-bbox="1413 276 1948 622"> (1) (略) (2) (略) <u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及 び中部電力ミライズ株式会社を含む。 (以降同じ。)</u> <u>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以 降同じ。)</u> <u>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会 社を含む。(以降同じ。)</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1149 622 1948 662">(略)</td> </tr> </table>		(6) (略)	(略)		中部電力株式会社 <u>(※1)、株式会社J ERA、関西電力株 式会社 (※2)、電源 開発株式会社 (※3)</u>	(1) (略) (2) (略) <u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及 び中部電力ミライズ株式会社を含む。 (以降同じ。)</u> <u>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以 降同じ。)</u> <u>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会 社を含む。(以降同じ。)</u>	(略)		中部電力(株)、 関西電力(株)及 び電源開発(株) の分社、(株)J ERAの指定公 共機関への指定 に伴う修正
	(5) (略)																		
(略)																			
中部電力株式会社、 関西電力株式会社、 電源開発株式会社	(1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u>																		
(略)																			
	(6) (略)																		
(略)																			
中部電力株式会社 <u>(※1)、株式会社J ERA、関西電力株 式会社 (※2)、電源 開発株式会社 (※3)</u>	(1) (略) (2) (略) <u>(※1) 中部電力パワーグリッド株式会社及 び中部電力ミライズ株式会社を含む。 (以降同じ。)</u> <u>(※2) 関西電力送配電株式会社を含む。(以 降同じ。)</u> <u>(※3) 電源開発送変電ネットワーク株式会 社を含む。(以降同じ。)</u>																		
(略)																			
(略)		(略)																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	第2編 災害予防	第2編 災害予防	
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
20	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (1) (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平時から自主防災組織、防災に関するNPO及び防災関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (1) (略) (2) 防災ボランティア活動の支援 ア (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 (3) 連携体制の確保 日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、県及び市町村は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。	表記の整理
21	2 県（防災安全局、関係局）における措置 (1) (略) (2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、防災に関するNPO、消防団、婦人（女性）消防（防災）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取り組みに対し、必要な支援を行うものとする。	2 県（防災安全局、関係局）における措置 (1) (略) (2) 県は、市町村等が実施する自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等、消防団、婦人（女性）消防（防災）クラブ、企業、学校など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。	表記の整理
21	3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織が防災に関するNPO、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む	3 市町村における措置 市町村は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、婦人（女性）消防（防火）クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
22	<p>むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、<u>ボランティア団体</u>との意見交換に努める。</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力する<u>ボランティア関係団体（協力団体）</u>にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) （略）</p> <p>イ 県及び市町村は、防災訓練等において<u>ボランティア関係団体</u>の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>県及び市町村は、<u>ボランティア関係団体</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>(3) <u>ボランティア関係団体</u>との連携</p> <p><u>災害時</u>におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、<u>県とボランティア関係団体は、平成10年6月に設置した「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び同連絡会構成員と締結した「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」により、一層の相互協力・</u></p>	<p>業の実施、支援及び指導に努めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</p> <p>(1) ボランティアの受入体制の整備</p> <p>ア 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に次の(ア)から(ウ)等の災害発生時の対応や連絡体制について、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との意見交換に努める。</p> <p>(ア) （略）</p> <p>(イ) 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力する<u>NPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）</u>にコーディネーターの派遣を要請する。</p> <p>(ウ) （略）</p> <p>イ 県及び市町村は、防災訓練等において<u>協力団体</u>の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。</p> <p>(2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催</p> <p>県及び市町村は、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネートの知識・技術の向上を図るためのフォローアップ研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するフォローアップ講座等を受講させるものとする。</p> <p>(3) <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携</p> <p><u>県及び市町村は、災害時</u>におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、<u>平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。</u></p> <p>県は、災害時にNPO・ボランティア関係団体等が効果的・効率</p>	<p>表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>連絡体制を推進する。</p> <p>また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>ボランティア関係団体</u>との連携に努める。</p> <p>（略）</p>	<p><u>的に活動するために開催される情報共有会議が円滑に運営できるよう、平常時から、「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結した団体を構成員とした「防災のための愛知県ボランティア連絡会」及び多様な民間支援団体・組織等と一層の相互協力・連絡体制を推進する。</u></p> <p>また、市町村においても、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>との連携に努める。</p> <p>（略）</p>	
	第3節 企業防災	第3節 企業防災	
24	<p>（略）</p> <p>2 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制の整備</p>	<p>（略）</p> <p>2 県（経済産業局、防災安全局）、市町村及び商工団体等における措置</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</p> <p>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</p> <p>(1) 事業継続計画（BCP）<u>等</u>の策定促進</p> <p>ア 普及啓発活動</p> <p>県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。<u>また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>イ 情報の提供</p> <p>企業が事業継続計画（BCP）<u>等</u>を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</p> <p>(2) 相談体制<u>等</u>の整備</p>	<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>県、市町村及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</p>	<p>県、市町村及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。<u>また、県及び市町村は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u></p>	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第6節 農地防災対策	第6節 農地防災対策	
32	<p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</p> <p>また、<u>下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池（防災重点ため池）について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 関連調整事項</p> <p>(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。</p> <p>また、<u>防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第2節 土砂災害の防止	第2節 土砂災害の防止	
35	<p>1 県（建設局、農林基盤局）における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1 県（建設局、<u>建築局</u>、農林基盤局）における措置</p> <p>(略)</p>	表記の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
55	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。</p>	<p>1 施設管理者等における措置</p> <p>電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。<u>また、県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒</u></p>	令和元年房総半島台風（台風第15号）による教訓を踏まえた修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	(略)	<u>木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。</u> (略)	
	第3節 文化財保護対策	第3節 文化財保護対策	
58	1 県（<u>教育委員会</u>）及び市町村における措置 (略)	1 県（<u>県民文化局</u>）及び市町村における措置 (略)	愛知県の組織改正に伴う修正等
59	5 応急協力体制 県は、市町村 <u>教育委員会</u> の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。	5 応急協力体制 県は、市町村の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。	
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
61	県（<u>都市整備局</u>）、<u>市町村</u>における措置 (略)	県（<u>都市整備局</u>、<u>建築局</u>）<u>及び市町村</u>における措置 (略)	実施機関の追加及び表記の整理
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
61	県（<u>都市整備局</u>）、<u>市町村</u>における措置 (略)	県（<u>都市整備局</u>）<u>及び市町村</u>における措置 (略)	表記の整理
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進	
62	県（<u>建築局</u>）、<u>市町村</u>における措置 (略)	県（<u>建築局</u>）<u>及び市町村</u>における措置 (略)	表記の整理
	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第8章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
67	1 県（<u>防災安全局</u>、<u>建設局</u>、<u>関係局</u>）、<u>市町村</u>及び<u>防災関係機関</u>における措置 (略) (7) 浸水対策用資機材の整備強化 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。	1 県（<u>防災安全局</u>、<u>建設局</u>、<u>関係局</u>）、<u>市町村</u>及び<u>防災関係機関</u>における措置 (略) (7) 浸水対策用資機材の整備強化 <u>県及び市町村は、浸水</u> 注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
71	<p>(略)</p> <p>1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、<u>適正かつ円滑・迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア（略） イ（略） ウ（略）</p> <p>(略)</p>	<p>及び点検を行う。</p> <p>(略)</p> <p>1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策</p> <p>(1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市町村は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、<u>円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、具体的に示すものとする。</p> <p>(2) 県災害廃棄物処理計画の策定 県（環境局）は、愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、<u>円滑かつ迅速に</u>災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村間や民間事業者、他県、国等との連携体制を整備する。また、県及び市町村、関係団体の職員を対象として、人材育成・訓練を実施する。</p> <p>(3) 広域連携、民間連携の促進 中部地方環境事務所、県（環境局）及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ア（略） イ（略） ウ（略）</p> <p><u>また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正及び愛知県地域強靱化計画の改訂を踏まえた修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																		
	第9章 避難行動の促進対策	第9章 避難行動の促進対策																			
74	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識 啓発</td> <td>市町村、県</td> <td>(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及</td> </tr> </tbody> </table> (略)	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節 避難に関する意識 啓発	市町村、県	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及	■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第5節 避難に関する意識 啓発</td> <td>市町村、県、 <u>名古屋地方 気象台</u></td> <td>(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及</td> </tr> </tbody> </table> (略)	区分	機関名	主な措置	(略)			第5節 避難に関する意識 啓発	市町村、県、 <u>名古屋地方 気象台</u>	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及	実施機関の追加
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節 避難に関する意識 啓発	市町村、県	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及																			
区分	機関名	主な措置																			
(略)																					
第5節 避難に関する意識 啓発	市町村、県、 <u>名古屋地方 気象台</u>	(1) 緊急避難場所等の 広報 (2) 避難のための知識 の普及																			
	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備	第1節 気象警報や避難勧告等の情報伝達体制の整備																			
74	(略) <u>(追加)</u>	(略) 3 県（防災安全局）、市町村及びライフライン事業者における措置 <u>県、市町村及びライフライン事業者は、災害情報共有システム(Lアラート)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。</u>	防災基本計画の修正を踏まえた修正																		
	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成	第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成																			
76	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 (略) イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (ア) 気象予警報及び気象情報 (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (ウ) 土砂災害警戒情報、 <u>土砂災害警戒判定メッシュ情報</u> (略) (2) 判断基準の設定に係る助言 (略)	1 市町村における措置 (1) マニュアルの作成 (略) イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。 (ア) 気象予警報及び気象情報 (イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報 (ウ) 土砂災害警戒情報、 <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布、土砂災害危険度情報</u> (略) (2) 判断基準の設定 <u>等</u> に係る助言 (略)	表記の整理																		
	第5節 避難に関する意識啓発	第5節 避難に関する意識啓発																			
78	市町村及び県（防災安全局、建設局、関係局）における措置	市町村、県（防災安全局、建設局、関係局）及び名古屋地方気象台に	実施機関の追加																		

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用して広報活動を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 <u>市町村及び県</u>は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきこと。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>おける措置</p> <p>市町村及び県は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報紙・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難のための知識の普及 <u>市町村、県及び名古屋地方気象台</u>は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 避難時における知識</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「<u>屋内安全確保（垂直避難等）</u>」を行うべきこと。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>及び表記の整理</p>
	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第1節 避難所の指定・整備</p>	<p>第1節 避難所の指定・整備</p>	
<p>81</p>	<p>市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>市町村における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p><u>イ</u> <u>上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>ウ</u> (略)</p>	<p>国のガイドライン等に基づく修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p><u>ウ</u>（略） <u>エ</u>（略） <u>オ</u>（略） <u>（追加）</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 （略）</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 （略） <u>（追加）</u> （略）</p>	<p><u>エ</u>（略） <u>オ</u>（略） <u>カ</u>（略） <u>キ</u> 市町村は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。</p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。 <u>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</u></p> <p>また、緊急時に有効な次の設備について、平時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。 （略）</p> <p>(5) 避難所の運営体制の整備 （略） <u>エ</u> 市町村は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。 （略）</p>	
	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	<p>第2節 要配慮者支援対策</p>	
82	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 （略）</p>	<p>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置 （略）</p>	<p>表記の整理</p>
83	<p>(4) 外国人等に対する対策 （略） <u>オ</u> 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターや<u>県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」の活用等が図られるため</u>の体制整備を推進する。</p>	<p>(4) 外国人等に対する対策 （略） <u>オ</u> 災害時に多言語情報の提供を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。</p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																								
	(略)	(略)																									
	第12章 防災訓練及び防災意識の向上	第12章 防災訓練及び防災意識の向上																									
90	<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから各種災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・ 広報</td> <td>県、市町村、 県警察</td> <td>(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識啓発・ 広報	県、市町村、 県警察	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承	(略)			<p>■ 基本方針</p> <p>○ <u>国、県及び市町村は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 防災のための意識啓発・ 広報</td> <td>県、市町村、 県警察、<u>名古屋地方気象台</u></td> <td>(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第2節 防災のための意識啓発・ 広報	県、市町村、 県警察、 <u>名古屋地方気象台</u>	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承	(略)			<p>防災基本計画の修正を踏まえた修正</p> <p>実施機関の追加</p>
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・ 広報	県、市町村、 県警察	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)																											
区分	機関名	主な措置																									
(略)																											
第2節 防災のための意識啓発・ 広報	県、市町村、 県警察、 <u>名古屋地方気象台</u>	(1) 防災意識の啓発 (2) 防災に関する知識の普及 (3) 家庭内備蓄等の推進 (4) 報道媒体の活用及び協力要請 (5) 過去の災害教訓の伝承																									
(略)																											
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施																									
92	<p>(略)</p> <p>3 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>(略) 県（防災局）や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 県（教育委員会）、市町村及び国立私立各学校等管理者における措置</p> <p>(1) 計画の策定及び周知徹底</p> <p>(略) 県（防災<u>安全</u>局）や市町村防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>																								
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報																									
92	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村及び県警察における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p>	<p>県（防災安全局、農林基盤局、建設局、都市整備局、建築局等関係局）、市町村、<u>県警察及び名古屋地方気象台</u>における措置</p> <p>(1) 防災意識の啓発</p>	<p>実施機関の追加</p> <p>防災基本計画の</p>																								

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
	<p>県は、<u>災害発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよ</u> <u>う</u>、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を 中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、 防災教育の推進を図る。</p> <p>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データ を分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた 防災の教育及び普及促進を図る。</p> <p>（略）</p>	<p>県は、<u>県民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自ら</u> <u>の判断で避難行動をとることができるよう</u>、市町村や防災関係機 関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正 しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、 防災教育の推進を図る。</p> <p><u>名古屋地方気象台は、県民が防災気象情報を活用し的確な防災行</u> <u>動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力し</u> <u>て、次の事項のA、オ〜キについて解説を行い、啓発を図る。</u></p> <p>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データ を分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及</p> <p>（略）</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた 防災の教育及び普及促進を図るとともに、<u>各地域において、防災</u> <u>リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施され</u> <u>るよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を</u> <u>図るものとする。</u></p> <p><u>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括</u> <u>支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動</u> <u>に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>修正を踏まえた 修正、対策の追 加</p> <p>防災基本計画の 修正を踏まえた 修正</p>												
	<p>第14章 災害救助基金の管理</p>	<p>第14章 災害救助基金の管理</p>													
96	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害発生に際し、県が災害救助関係の経費の財源にあてるため、 災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものと する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="248 1350 1066 1390"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置				<p>■ 基本方針</p> <p>○ 災害発生に際し、<u>県及び救助実施市</u>が災害救助関係の経費の財源 にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用につい て定めるものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1133 1350 1951 1390"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置				<p>災害救助法に係 る名古屋市の救 助実施市指定に 伴う修正</p> <p>災害救助法に係 る名古屋市の救 助実施市指定に</p>
区 分	機関名	主な措置													
区 分	機関名	主な措置													

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考						
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="248 201 461 272">災害救助基金の管理</td> <td data-bbox="461 201 669 272">県</td> <td data-bbox="669 201 1066 272">1 災害救助基金の積立及び管理運用</td> </tr> </table>	災害救助基金の管理	県	1 災害救助基金の積立及び管理運用	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1133 201 1346 272">災害救助基金の管理</td> <td data-bbox="1346 201 1554 272">県、<u>救助実施市</u></td> <td data-bbox="1554 201 1951 272">1 災害救助基金の積立及び管理運用</td> </tr> </table>	災害救助基金の管理	県、 <u>救助実施市</u>	1 災害救助基金の積立及び管理運用	伴う修正
災害救助基金の管理	県	1 災害救助基金の積立及び管理運用							
災害救助基金の管理	県、 <u>救助実施市</u>	1 災害救助基金の積立及び管理運用							
	災害救助基金の管理	災害救助基金の管理							
96	<p>1 県（防災安全局）における措置 災害発生に際し、県が災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。</p> <p>2 基金の積立額 <u>(1) 県は、災害救助法第22条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくものとする。</u> <u>(2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000とする。</u> (略)</p>	<p>1 県（防災安全局）及び救助実施市における措置 災害発生に際し、県<u>及び救助実施市</u>が<u>それぞれ</u>災害救助関係の経費の財源にあてるため、災害救助基金の積立を行い、適切な管理運用について定めるものとする。</p> <p>2 基金の積立額 県<u>及び救助実施市</u>は、災害救助法（<u>昭和22年法律第118号</u>）第22条の規定により、同法による応急救助の実施に要する経費に充当するため<u>それぞれ</u>災害救助基金を積み立てておくものとする。 <u>(削除)</u> (略)</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p> <p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>						

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																				
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策																																					
97	(略) ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村</td> <td><u>2</u>(1) 救助の実施 <u>2</u>(2) 県が行う救助の補助</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td><u>3</u> 救助の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		市町村	<u>2</u> (1) 救助の実施 <u>2</u> (2) 県が行う救助の補助		日本赤十字社愛知県支部	<u>3</u> 救助の実施	(略) ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>第3節 災害救助法の適用</td> <td>県</td> <td>1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>救助実施市</u></td> <td><u>2</u>(1) 災害救助法の適用 <u>2</u>(2) 救助の実施 <u>2</u>(3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>2</u>(4) 災害救助法が適用された場合の留意事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村 <u>(救助実施市を除く)</u></td> <td><u>3</u>(1) 救助の実施 <u>3</u>(2) 県が行う救助の補助</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日本赤十字社愛知県支部</td> <td><u>4</u> 救助の実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	(略)			第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u>		<u>救助実施市</u>	<u>2</u> (1) 災害救助法の適用 <u>2</u> (2) 救助の実施 <u>2</u> (3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>2</u> (4) 災害救助法が適用された場合の留意事項		市町村 <u>(救助実施市を除く)</u>	<u>3</u> (1) 救助の実施 <u>3</u> (2) 県が行う救助の補助		日本赤十字社愛知県支部	<u>4</u> 救助の実施	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
区分	機関名	主な措置																																					
(略)																																							
第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>(追加)</u>																																					
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																					
	市町村	<u>2</u> (1) 救助の実施 <u>2</u> (2) 県が行う救助の補助																																					
	日本赤十字社愛知県支部	<u>3</u> 救助の実施																																					
区分	機関名	主な措置																																					
(略)																																							
第3節 災害救助法の適用	県	1(1) 災害救助法の適用 1(2) 救助の実施 1(3) 市町村への委任 1(4) 救助の委任の留意点 1(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>1(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u>																																					
	<u>救助実施市</u>	<u>2</u> (1) 災害救助法の適用 <u>2</u> (2) 救助の実施 <u>2</u> (3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 <u>2</u> (4) 災害救助法が適用された場合の留意事項																																					
	市町村 <u>(救助実施市を除く)</u>	<u>3</u> (1) 救助の実施 <u>3</u> (2) 県が行う救助の補助																																					
	日本赤十字社愛知県支部	<u>4</u> 救助の実施																																					
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）																																					
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営																																					
98	1 県（防災安全局）における措置	1 県（防災安全局）における措置																																					

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																
99	<p>(略)</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>(略)</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、東邦瓦斯株式会社、名古屋高速道路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p>(非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="322 730 1093 1353"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>参集基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>○準備体制 (略) <u>(追加)</u> ○警戒体制 (略)</td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	参集基準	第1 非常配備	(略)	第2 非常配備	○準備体制 (略) <u>(追加)</u> ○警戒体制 (略)	第3 非常配備	(略)	<p>(略)</p> <p>(2) 本部の組織・運営</p> <p>(略)</p> <p>なお、必要に応じて、自衛隊、中部運輸局、中部地方整備局、名古屋地方気象台、中日本高速道路株式会社、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、中部電力株式会社、<u>株式会社JERA</u>、東邦瓦斯株式会社、名古屋高速道路公社その他関係機関から連絡要員の派遣を受け入れる。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員</p> <p>(略)</p> <p>(非常配備体制)</p> <table border="1" data-bbox="1207 730 1977 1353"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>○準備体制 (略) <u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○準備強化体制</u> <u>・災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u> <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> ○警戒体制 (略) <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u></td> </tr> <tr> <td>第3 非常配備</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	配備基準	第1 非常配備	(略)	第2 非常配備	○準備体制 (略) <u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○準備強化体制</u> <u>・災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u> <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> ○警戒体制 (略) <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u>	第3 非常配備	(略)	<p>実施機関の追加</p> <p>非常配備体制の見直しに伴う修正</p>
区分	参集基準																		
第1 非常配備	(略)																		
第2 非常配備	○準備体制 (略) <u>(追加)</u> ○警戒体制 (略)																		
第3 非常配備	(略)																		
区分	配備基準																		
第1 非常配備	(略)																		
第2 非常配備	○準備体制 (略) <u>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u> <u>○準備強化体制</u> <u>・災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき</u> <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u> ○警戒体制 (略) <u>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u>																		
第3 非常配備	(略)																		
第3節 災害救助法の適用		第3節 災害救助法の適用																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
101	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（<u>救助実施市を除く。以下この節において同じ。</u>）の区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(略)</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正及び災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正</p>
102	<p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産のために必要な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(5) 日本赤十字社愛知県支部への委託 知事は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、知事は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。</p> <p><u>(6) 災害救助法が適用された場合の留意事項</u> 知事は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、救助実施市の長と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</p>	
102	<p><u>(追加)</u></p>	<p>2 救助実施市における措置</p> <p>(1) 災害救助法の適用 救助実施市の長は、災害救助法に定める程度の災害が発生した区域について、災害救助法を適用する。</p> <p>(2) 救助の実施 救助実施市の長は、災害救助法が適用された区域において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。 なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、救助実施市の定める規則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、救助実施市の長は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。</p> <p>(3) 日本赤十字社愛知県支部への委託 救助実施市の長は、医療及び助産等の実施に関して必要な事項を日本赤十字社愛知県支部に委託する。ただし、必要がある場合は、</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

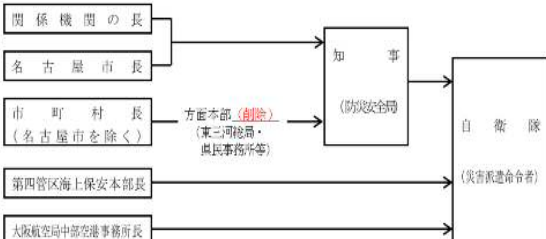
風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
102	<p>2 市町村における措置（災害救助法第13条） （略）</p>	<p><u>救助実施市の長は委任に関わらず医療及び助産等のために必要な措置を講じる。</u> (4) 災害救助法が適用された場合の留意事項 <u>救助実施市の長は、救助実施市を含む複数の市町村に災害救助法が適用されるような大規模災害時には、災害救助法に基づき県の広域調整の下で救助を実施するため、被災者に公平かつ迅速な救助を行えるよう、災害救助に係る愛知県資源配分計画に基づき、知事と必要な情報を共有し、救助を行うものとする。</u></p> <p>3 市町村における措置（救助実施市を除く）（災害救助法第13条） （略）</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
102	<p>3 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条） 日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事の委託を受けて、<u>医療及び助産</u>を行う。</p>	<p>4 日本赤十字社愛知県支部における措置（災害救助法第15、16条） 日本赤十字社愛知県支部は、その使命に鑑み、救助に協力するとともに、知事<u>及び救助実施市の長</u>の委託を受けて、<u>次に掲げる事項</u>を行う。 <u>(1) 避難所の設置の支援として、生活環境の整備及びこころのケアを行う。</u> <u>(2) 医療、助産及び死体の処理（一時保存を除く。）を行う。</u></p>	<p>災害救助法に基づく救助に係る日本赤十字社への委託事項の範囲が拡大されたことに伴う修正</p>
第2章 避難行動		第2章 避難行動	
第1節 気象警報等の発表、伝達		第1節 気象警報等の発表、伝達	
106	<p>（略） 1 2 気象警報等の伝達系統 （略） (4) 水位周知河川の水位情報 （避難判断水位 <u>（特別警戒水位）</u>、氾濫危険水位、氾濫発生） （略）</p>	<p>（略） 1 2 気象警報等の伝達系統 （略） (4) 水位周知河川の水位情報 （避難判断水位、氾濫危険水位 <u>（洪水特別警戒水位）</u>、氾濫発生） （略）</p>	<p>表記の整理</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行 (令和元年6月修正)	修正案 (令和2年6月修正予定)	備考
113	<p>図4 水位周知河川の水位情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢田川 (県管理区間)・香流川・内津川・扇川・山崎川・八田川・大山川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (尾張建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所 関係市町、関係消防機関 ・五条川 (上流)・青木川・領内川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (一宮建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所等 関係建設事務所 → 海部地区水防事務組合 関係市、関係消防機関 (五条川(上流)・青木川を除く) 愛知県尾張水害予防組合 ・蟹江川・福田川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (海部建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所等 関係建設事務所 関係市町、関係消防機関 海部地区水防事務組合 	<p>図4 水位周知河川の水位情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・矢田川 (県管理区間)・香流川・内津川・扇川・山崎川・八田川・大山川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (尾張建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所 関係建設事務所 関係市町、関係消防機関 ・五条川 (上流)・青木川・領内川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (一宮建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所等 関係建設事務所 → 海部地区水防事務組合 関係市町、関係消防機関 (五条川(上流)・青木川を除く) 愛知県尾張水害予防組合 ・蟹江川・福田川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (海部建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所等 関係建設事務所 → 愛知県尾張水害予防組合 (蟹江川を除く) 関係市町、関係消防機関 海部地区水防事務組合 	洪水浸水想定区域図の見直し (R1.8.30)に伴う修正
114	<ul style="list-style-type: none"> ・籠川・逢妻女川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (豊田加茂建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所 関係市、関係消防機関 	<ul style="list-style-type: none"> ・籠川・逢妻女川 <ul style="list-style-type: none"> 愛知県 (豊田加茂建設事務所) <ul style="list-style-type: none"> 名古屋地方気象台 本庁関係課 関係県民事務所 関係建設事務所 関係市、関係消防機関 	
第2節 避難の勧告・指示等			表記の整理
115	1 市町村における措置 (略)	1 市町村における措置 (略)	表記の整理
116	ウ [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始 (略)	ウ [警戒レベル3] 避難準備・高齢者等避難開始 (略)	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者避難開始を発令する。 (略)</p>	<p>なお、夜間、早朝に避難勧告等を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕避難準備・高齢者等避難開始を発令する。 (略)</p>	
	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	
	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	
122	<p>(略)</p> <p>1 市町村の措置</p>	<p>(略)</p> <p>1 市町村の措置</p>	表記の整理
123	<p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告 ア 市町村は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防令第267号。以下「即報要領」という。）に定める（略） (略)</p>	<p>(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告 ア 市町村は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防令第267号。以下「即報要領」という。）に定める（略） (略)</p>	
123	<p>2 県（防災安全局、関係局）の措置 (略)</p> <p>(6) ライフライン事業者への情報提供 県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。 (略)</p>	<p>2 県（防災安全局、関係局）の措置 (略)</p> <p>(6) ライフライン事業者への情報提供 県は、情報収集で得た航空写真・画像、<u>地図情報</u>等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、<u>G I Sの活用等による</u>情報提供に努める。 (略)</p>	防災基本計画の修正を踏まえた修正
	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	<p>第4章 応援協力・派遣要請</p>	
	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣</p>	
138	<p>(略)</p> <p>4 災害派遣要請等手続系統</p> 	<p>(略)</p> <p>4 災害派遣要請等手続系統</p> 	愛知県災害対策実施要綱の改正に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(注) 市町村(名古屋市を除く)は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部・<u>支部</u>(東三河総局・県民事務所等)へも連絡すること。 (略)</p>	<p>(注) 市町村(名古屋市を除く)は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事(防災<u>安全</u>局)に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部(東三河総局・県民事務所等)へも連絡すること。 (略)</p>	
	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	<p>第4節 ボランティアの受入</p>	
139	<p>(略)</p> <p>3 コーディネーターの役割 (略)</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。 ア (略) イ (略) ウ 協力団体や<u>ボランティア関係団体</u>と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。 エ <u>ボランティア関係団体</u>と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。 オ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 コーディネーターの役割 (略)</p> <p>(2) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、災害ボランティアセンターのボランティアの受入れが円滑に行えるように、次のような支援を行う。 ア (略) イ (略) ウ 協力団体や<u>その他NPO・ボランティア関係団体等</u>と連携して、コーディネーターの交替要員の確保・あっせんを行う。 エ <u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と連携し、必要なボランティアの確保・あっせんを行う。 オ (略)</p>	表記の整理
140	<p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	<p>(3) コーディネーターは、行政機関、協力団体、<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。</p>	
140	<p>4 ボランティア団体等との連携 県及び市町村は、<u>社会福祉協議会</u>、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO等のボランティア団体</u>と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p>	<p>4 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市町村は、県内及び県外から被災地入りしている<u>NPO・ボランティア関係団体等</u>と、情報を共有する場において、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u></p>	表記の整理及び防災基本計画の修正を踏まえた修正
140	<p>5 協力が予想されるボランティア団体等</p>	<p>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																												
	(略)	(略)																													
	第5節 防災活動拠点の確保	第5節 防災活動拠点の確保																													
142	<p>(略)</p> <p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p> <table border="1"> <tr> <td>要件等</td> <td>1 地区 防災活動拠点</td> <td>2 地域防 災活動拠 点</td> <td>3 広域 防災活 動拠点</td> <td>4 中核広 域防災活 動拠点</td> <td>5 航空広 域防災活 動拠点</td> <td>6 臨海 広域防 災活動 拠点</td> </tr> <tr> <td>設置主 体</td> <td>市町村</td> <td>県及び政 令市</td> <td>県及び 政令市</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第6「防災活動拠点」 <u>(追加)</u></p>	要件等	1 地区 防災活動拠点	2 地域防 災活動拠 点	3 広域 防災活 動拠点	4 中核広 域防災活 動拠点	5 航空広 域防災活 動拠点	6 臨海 広域防 災活動 拠点	設置主 体	市町村	県及び政 令市	県及び 政令市	県			<p>(略)</p> <p>3 防災活動拠点の区分と要件等</p> <table border="1"> <tr> <td>要件等</td> <td>1 地区 防災活 動拠点</td> <td>2 地域防 災活動拠 点(※)</td> <td>3 広域 防災活 動拠点</td> <td>4 中核広 域防災活 動拠点</td> <td>5 航空広 域防災活 動拠点</td> <td>6 臨海 広域防 災活動 拠点</td> </tr> <tr> <td>設置主 体</td> <td>市町村</td> <td>県及び政 令市</td> <td>県及び 政令市</td> <td>県</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>◆ 附属資料第6「防災活動拠点」 <u>※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。</u></p>	要件等	1 地区 防災活 動拠点	2 地域防 災活動拠 点 (※)	3 広域 防災活 動拠点	4 中核広 域防災活 動拠点	5 航空広 域防災活 動拠点	6 臨海 広域防 災活動 拠点	設置主 体	市町村	県及び政 令市	県及び 政令市	県			対策の追加
要件等	1 地区 防災活動拠点	2 地域防 災活動拠 点	3 広域 防災活 動拠点	4 中核広 域防災活 動拠点	5 航空広 域防災活 動拠点	6 臨海 広域防 災活動 拠点																									
設置主 体	市町村	県及び政 令市	県及び 政令市	県																											
要件等	1 地区 防災活 動拠点	2 地域防 災活動拠 点 (※)	3 広域 防災活 動拠点	4 中核広 域防災活 動拠点	5 航空広 域防災活 動拠点	6 臨海 広域防 災活動 拠点																									
設置主 体	市町村	県及び政 令市	県及び 政令市	県																											
	第5章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策																													
143	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市町村長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 市町村長（災害救助法が適用された場合は、<u>知事及び救助実施市の長並びに</u>事務の一部を行うこととされた市町村長）、県警察、第四管区海上保安本部は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。</p> <p>(略)</p>	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正等																												
	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動																													
145	<p>(略)</p> <p>9 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は<u>県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>9 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「1 市町村における措置」は<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</u></p>	災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正等																												

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 (略)</p>	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか (略)</p>	
	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
149	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン、透析リエゾン</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>○ <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議において、医療救護及び保健衛生活動等の保健衛生活動を全体としてマネジメントする総合調整を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>リエゾンの委嘱に伴う修正</p> <p>対策の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																
149	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整本部</u>及び<u>保健医療調整会議</u>による<u>保健医療に関する情報収集</u> ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○<u>地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> <tr> <td>救助実施市</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>DHEATの派遣及び派遣要請</u> ○<u>保健医療調整会議</u>による<u>保健医療に関する情報収集</u> ○医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> </td> </tr> <tr> <td>保健所設置市（救助実施市を除く）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>DHEATの派遣及び派遣要請</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> </td> </tr> <tr> <td>市町村（救助実施市を除く）</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	県		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整本部</u>及び<u>保健医療調整会議</u>による<u>保健医療に関する情報収集</u> ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○<u>地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	救助実施市		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>DHEATの派遣及び派遣要請</u> ○<u>保健医療調整会議</u>による<u>保健医療に関する情報収集</u> ○医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> 	保健所設置市（救助実施市を除く）		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>DHEATの派遣及び派遣要請</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> 	市町村（救助実施市を除く）		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議による医療情報収集 ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																
市町村		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○地域災害医療対策会議への参画 ○DPATの派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動及び心のケア ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																
機関名	事前	被害発生中	事後																																
県		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>保健医療調整本部</u>及び<u>保健医療調整会議</u>による<u>保健医療に関する情報収集</u> ○DMAT及び医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○広域医療搬送実施のためのSCUの設置 ○<u>地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> ○県域を越えた協力体制の確立 ○DPATの派遣及び派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																
救助実施市		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>DHEATの派遣及び派遣要請</u> ○<u>保健医療調整会議</u>による<u>保健医療に関する情報収集</u> ○医療救護班への派遣要請 ○医薬品等の確保 <ul style="list-style-type: none"> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> 																																
保健所設置市（救助実施市を除く）		<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> ○<u>DHEATの派遣及び派遣要請</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>防疫組織の編成</u> ○<u>防疫活動</u> 																																
市町村（救助実施市を除く）		<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 ○<u>保健医療調整会議への参画</u> ○DPATの派遣要請 ○<u>保健活動及び心のケア</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ○防疫組織の編成 ○防疫活動 																																

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																								
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 240 315 344">会・災害拠点病院 地元医師</td> <td data-bbox="315 240 421 344"></td> <td data-bbox="421 240 1081 344"> <ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 344 315 432">機関 指定医療</td> <td data-bbox="315 344 421 432">DMAT</td> <td data-bbox="421 344 1081 432">○DMATの活動 →</td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 432 315 520">県支部</td> <td data-bbox="315 432 421 520">日本赤十字社愛知</td> <td data-bbox="421 432 1081 520"> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 520 315 639">県医師会</td> <td data-bbox="315 520 421 639"></td> <td data-bbox="421 520 1081 639"> <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → </td> </tr> </table>	会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 	機関 指定医療	DMAT	○DMATの活動 →	県支部	日本赤十字社愛知	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 	県医師会		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1126 240 1200 344">会・災害拠点病院 地元医師</td> <td data-bbox="1200 240 1305 344"></td> <td data-bbox="1305 240 1966 344"> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 344 1200 432">機関 指定医療</td> <td data-bbox="1200 344 1305 432">DMAT</td> <td data-bbox="1305 344 1966 432">○DMATの活動 →</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 432 1200 520">県支部</td> <td data-bbox="1200 432 1305 520">日本赤十字社愛知</td> <td data-bbox="1305 432 1966 520"> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 520 1200 639">県医師会</td> <td data-bbox="1200 520 1305 639"></td> <td data-bbox="1305 520 1966 639"> <ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → </td> </tr> </table>	会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 	機関 指定医療	DMAT	○DMATの活動 →	県支部	日本赤十字社愛知	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 	県医師会		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 	
会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○地域災害医療対策会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																									
機関 指定医療	DMAT	○DMATの活動 →																									
県支部	日本赤十字社愛知	<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 																									
県医師会		<ul style="list-style-type: none"> ○災害医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 																									
会・災害拠点病院 地元医師		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・広域搬送 																									
機関 指定医療	DMAT	○DMATの活動 →																									
県支部	日本赤十字社愛知	<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○医療救護活動の実施 → 																									
県医師会		<ul style="list-style-type: none"> ○保健医療調整本部への参画 ○愛知県救急医療情報センターによる医療情報収集 → ○医療救護活動の実施 → ○JMATの派遣調整 → 																									
150	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="253 735 394 772">区分</th> <th data-bbox="394 735 584 772">機関名</th> <th data-bbox="584 735 1093 772">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="253 772 394 1430">第1節 医療救護</td> <td data-bbox="394 772 584 1430">県</td> <td data-bbox="584 772 1093 1430"> 1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 災害医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>(追加)</u> 1(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(9) 県域を越えた協力体制の確立 <u>1(10) DPAT県調整本部の設置</u> 1(11) 愛知DPATの派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	県	1(1) 災害 医療調整本部及び 地域災害 医療 対策 会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 災害 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>(追加)</u> 1(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(9) 県域を越えた協力体制の確立 <u>1(10) DPAT県調整本部の設置</u> 1(11) 愛知DPATの派遣	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1137 735 1279 772">区分</th> <th data-bbox="1279 735 1469 772">機関名</th> <th data-bbox="1469 735 1977 772">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1137 772 1279 1430">第1節 医療救護</td> <td data-bbox="1279 772 1469 1430">県</td> <td data-bbox="1469 772 1977 1430"> 1(1) 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 保健医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>1(8) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> 1(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(10) 県域を越えた協力体制の確立 <u>(削除)</u> 1(11) 愛知DPATの派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	県	1(1) 保健 医療調整本部及び 保健 医療調整会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 保健 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>1(8) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> 1(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(10) 県域を越えた協力体制の確立 <u>(削除)</u> 1(11) 愛知DPATの派遣	<p>表記の整理、対策の追加及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>												
区分	機関名	主な措置																									
第1節 医療救護	県	1(1) 災害 医療調整本部及び 地域災害 医療 対策 会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 災害 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>(追加)</u> 1(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(9) 県域を越えた協力体制の確立 <u>1(10) DPAT県調整本部の設置</u> 1(11) 愛知DPATの派遣																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 医療救護	県	1(1) 保健 医療調整本部及び 保健 医療調整会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の派遣要請 1(4) 保健 医療調整本部における医療情報収集 1(5) 市町村、医療機関との情報共有 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 <u>1(8) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> 1(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 1(10) 県域を越えた協力体制の確立 <u>(削除)</u> 1(11) 愛知DPATの派遣																									

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）		修正案（令和2年6月修正予定）		備考
		1(12) DPATの派遣要請		1(12) DPATの派遣要請	
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>救助実施市</u>	<u>2(1) 保健医療調整会議の設置</u> <u>2(2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> <u>2(3) 医療機関との情報共有</u>
	市町村	<u>2(1) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> <u>2(2) 地域災害医療対策会議への参画</u>	<u>市町村（救助実施市を除く）</u>	<u>3(1) 救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> <u>3(2) 保健医療調整会議への参画</u>	
	地元医師会、災害拠点病院	<u>3(1) 地域災害医療対策会議への参画</u> <u>3(2) 臨機応急な医療活動</u> <u>3(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）</u>	地元医師会、災害拠点病院	<u>4(1) 保健医療調整会議への参画</u> <u>4(2) 臨機応急な医療活動</u> <u>4(3) 重傷患者等の受入・広域搬送（災害拠点病院）</u>	
	DMA T 指定医療機関	<u>4 DMA T の活動</u>	DMA T 指定医療機関	<u>5 DMA T の活動</u>	
	日本赤十字社愛知県支部	<u>5(1) 災害医療調整本部への参画</u> <u>5(2) 医療救護活動の実施</u>	日本赤十字社愛知県支部	<u>6(1) 保健医療調整本部への参画</u> <u>6(2) 医療救護活動の実施</u>	
	県医師会	<u>6(1) 災害医療調整本部への参画</u> <u>6(2) 医療救護活動の実施</u> <u>6(3) 地区医師会との調整</u> <u>6(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集</u>	県医師会	<u>7(1) 保健医療調整本部への参画</u> <u>7(2) 医療救護活動の実施</u> <u>7(3) 地区医師会との調整</u> <u>7(4) 愛知県救急医療センターによる医療情報収集</u>	
	<u>第2節 防疫・保健衛生</u>	県、市町村	<u>第2節 防疫・保健衛生</u>	県、 <u>保健所設置市、市町村（保健所設置市を除く）</u>	<u>8 防疫・保健衛生活動の実施</u>
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>県、保健所設置市</u>	<u>9 DHEATの派遣及び派遣要請</u>	
	第1節 医療救護		第1節 医療救護		
150	1 県（保健医療局）における措置		1 県（保健医療局）における措置		表記の整理及び

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
151	<p>(1) <u>災害</u>医療調整本部及び<u>地域災害</u>医療<u>対策</u>会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う<u>災害</u>医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う<u>地域災害</u>医療<u>対策</u>会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>災害</u>医療調整本部における医療情報収集 県は、<u>災害</u>医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、<u>地域災害</u>医療<u>対策</u>会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(5) 市町村、医療機関との情報共有 県は、<u>地域災害</u>医療<u>対策</u>会議において、2次医療圏内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に<u>広域</u>搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(8) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</p>	<p>(1) <u>保健</u>医療調整本部及び<u>保健</u>医療<u>調整</u>会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う<u>保健</u>医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏<u>等の区域</u>ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療<u>調整</u>会議を設置し、災害医療コーディネーター、<u>周産期リエゾン、透析リエゾン</u>や関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) <u>保健</u>医療調整本部における医療情報収集 県は、<u>保健</u>医療調整本部において愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、<u>保健</u>医療<u>調整</u>会議等を通じて、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(5) 市町村、医療機関との情報共有 県は、<u>保健</u>医療<u>調整</u>会議において、2次医療圏<u>等の区域</u>内の医療情報の収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 県は、必要に応じ、広域医療搬送（被災地で対応困難な重症患者を被災地外に搬送し、根治的な治療を行うために政府全般の協力の下行う活動）実施のため、愛知県名古屋飛行場内に<u>航空</u>搬送拠点臨時医療施設（ステージングケアユニット：SCU）を設置する。</p> <p><u>(8) 地域医療搬送実施のためのSCUの設置</u> <u>県は、保健医療調整会議の要請等により、地域医療搬送（被災地内外を問わず、都道府県、市町村及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものも含む。）であって、広域医療搬送以外のものをいう。）の実施のため必要と認めるときは、市町村や関係機関と協力して、SCUを設置する。</u></p> <p>(9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</p>	<p>対策の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(9) 県域を越えた協力体制の確立 (略)</p> <p><u>(10) DPAT（災害派遣精神医療チーム）県調整本部の設置</u> <u>県は、災害医療調整本部の下に、DPAT県調整本部を設置する。</u></p> <p>(11) 愛知DPATの派遣 ア 県は、必要があると認めるときは、DPAT先遣隊を派遣する。 (略)</p> <p>◆ 附属資料第15「愛知県<u>災害</u>医療調整本部等設置要綱」 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>県は、必要があると認めるときは、医療救護関係機関（県薬剤師会、県歯科医師会、<u>県看護協会</u>、県柔道整復師会、県病院協会）に対して救護班の編成・派遣等を要請する。</p> <p>(10) 県域を越えた協力体制の確立 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(11) 愛知DPATの派遣 ア 県は、必要があると認めるときは、DPAT <u>(災害派遣精神医療チーム)</u> 先遣隊を派遣する。 (略)</p> <p>◆ 附属資料第15「愛知県<u>保健</u>医療調整本部等設置要綱」 (略)</p> <p>2 救助実施市における措置</p> <p>(1) <u>保健医療調整会議の設置</u> 救助実施市は、<u>自らの市域における医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>医療救護所の設置等、地域の医療体制確保</u> 救助実施市は、<u>自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じて地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等、並びに県保健医療調整本部に対して医療救護班の派遣を要請し、医療救護所を設置し、地域の医療体制確保に努める。</u></p> <p>(3) <u>医療機関との情報共有</u> 救助実施市は、<u>保健医療調整会議において、所管区域内の医療情報の収集に努め、これらの情報を関係機関と共有するとともに、医療の確保に努める。</u></p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
151	<p>2 市町村における措置 (略) (2) 市町村は、地域災害医療対策会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p>	<p>3 市町村（救助実施市を除く）における措置 (略) (2) 市町村は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。</p>	表記の整理
152	<p>3 地元医師会、災害拠点病院における措置 (1) 地元医師会、災害拠点病院は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)</p>	<p>4 地元医師会、災害拠点病院における措置 (1) 地元医師会、災害拠点病院は、保健医療調整会議に参画して、情報の共有を図る。 (略)</p>	表記の整理
152	<p>4 DMA T 指定医療機関における措置 (略)</p>	<p>5 DMA T 指定医療機関における措置 (略)</p>	表記の整理
152	<p>5 日本赤十字社愛知県支部における措置 (1) 日本赤十字社愛知県支部は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。 (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。 ◆ 附属資料第15「災害救助法による愛知県知事が行なう医療・助産の業務を日本赤十字社愛知県支部に委託することに関する協定」</p>	<p>6 日本赤十字社愛知県支部における措置 (1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。 (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。 ◆ 附属資料第15「災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約」</p>	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
152	<p>6 県医師会における措置 (1) 県医師会は、災害医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。 (略) (3) 県医師会は、地域災害医療対策会議への地区医師会の参画を調整する。 (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と災害医療調整本部への情報提供に努める。</p>	<p>7 県医師会における措置 (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。 (略) (3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。 (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
152	<p>7 その他の医療救護関係機関における措置 （略） <u>（追加）</u></p>	<p>8 その他の医療救護関係機関における措置 （略） ◆ 附属資料第15「災害時の看護救護活動に関する協定書（県対県看護協会）」</p>	表記の整理
152	<p>8 医療救護班及びDPATの編成・派遣等 （略）</p>	<p>9 医療救護班及びDPATの編成・派遣等 （略）</p>	表記の整理
153	<p>9 救急搬送の実施 （略）</p>	<p>10 救急搬送の実施 （略）</p>	表記の整理
153	<p>10 医薬品その他衛生材料の確保 （1）医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議に調達の要請をする。 （2）地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、災害医療調整本部に調達を要請する。 （3）災害医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。 （略）</p>	<p>11 医薬品その他衛生材料の確保 （1）医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。 （2）保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。 圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。 （3）保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。 （略）</p>	表記の整理
154	<p>11 血液製剤の確保 （略）</p>	<p>12 血液製剤の確保 （略）</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県災害医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 県は、血液センターと連携を図り、次のとおり血液製剤を確保し、供給する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 血液センターの被災等により連絡が不通の場合は保健所から県保健医療調整本部（医薬安全課）を通じて日本赤十字社愛知県支部へ要請する。</p> <p>(略)</p>	
154	<p>1.2 医薬品等の適正使用に関する活動</p> <p>(略)</p>	<p>1.3 医薬品等の適正使用に関する活動</p> <p>(略)</p>	表記の整理
154	<p>1.3 医療機関等における活動の支援</p> <p>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や医療救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>(略)</p>	<p>1.4 医療機関等における活動の支援</p> <p>県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関や医療救護班において看護師確保が困難な場合の看護師派遣や救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
154	<p>1.4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」</p>	<p>1.5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</p>	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正
	<p>第2節 防疫・保健衛生</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p>	
155	<p>1 県（保健医療局）における措置</p>	<p>1 県（保健医療局）における措置</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(1) 積極的疫学調査及び健康診断</p> <p>ア 県に<u>災害対策本部</u>を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(1) 積極的疫学調査及び健康診断</p> <p>ア 県に<u>保健医療調整本部</u>を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2 保健所設置市における措置</p> <p><u>(1) 積極的疫学調査及び健康診断</u></p> <p>ア <u>保健所設置市に災害対策本部を設置したときは、防疫組織を編成し、関係機関と連絡をとり、被害状況の早期把握に努める。</u></p> <p>イ <u>浸水地域及び集団避難所、その他衛生条件の良好でない地域を優先的に、緊急度に応じて段階的に、疫学的調査及び感染症法第17条第1項及び第2項に基づく健康診断を順次実施する。</u></p> <p><u>(2) 防疫措置</u></p> <p>ア <u>生活環境に対する措置</u></p> <p><u>保健所設置市は次に掲げる事項の指示を災害の規模、様態に応じ範囲及び期間を定めて速やかに実施する。</u></p> <p><u>(ア) 感染症法第27条第2項の規定による感染症の病原体に汚染された場所の消毒</u></p> <p><u>(イ) 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族・昆虫等の駆除</u></p> <p><u>(ウ) 感染症法第29条第2項の規定による物件の消毒</u></p> <p>イ <u>患者等に対する措置</u></p> <p><u>(ア) 保健所設置市は被災地域において、一類感染症等が発生し、まん延を防止するため必要があると認める時は、患者に対して感染症指定医療機関に入院すべきことを勧告し、当該患者の移送を行う。</u></p> <p><u>(イ) 感染症指定医療機関に入院することが困難な場合には、保健所設置市が適当と認める病院又は診療所に入院すべきことを勧告する。</u></p> <p>◆ 附属資料第10「感染症指定医療機関」</p> <p><u>(3) 予防教育及び広報活動</u></p> <p><u>保健所設置市は、報道機関等の協力を得て、被災地の地域住民に</u></p>	<p>対策の追加</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
		<p><u>対し、感染症予防のための指導及び広報に努める。</u></p> <p><u>(4) 臨時予防接種</u> <u>保健所設置市は、まん延予防上緊急の必要があると認めるとき、又は国から予防接種を行うよう指示を受けた場合は、臨時に予防接種を行う。</u></p> <p><u>(5) 応援体制</u> <u>ア 保健所設置市は、防疫活動を実施するに当たり、人的能力に不足があると認めた場合は、県保健医療調整本部に対し、職員の派遣依頼をする。</u> <u>イ 保健所設置市は、県保健医療調整本部から職員の派遣要請があった場合には、自らの災害対応等を勘案の上、可能な範囲内で職員派遣を行う。</u></p>	
155	<p>2 市町村における措置 (略)</p>	<p>3 市町村（保健所設置市を除く）における措置 (略)</p>	表記の整理
156	<p>3 食品衛生指導 県、<u>名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市</u>は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。</p>	<p>4 食品衛生指導 県<u>及び保健所設置市</u>は、炊き出しの施設等における食品の衛生的取扱等について、指導する。</p>	表記の整理
156	<p>4 栄養指導等 (略)</p>	<p>5 栄養指導等 (略)</p>	表記の整理
156	<p>5 健康管理 (略)</p>	<p>6 健康管理 (略)</p>	表記の整理
156	<p>6 健康支援と心のケア (略)</p>	<p>7 健康支援と心のケア (略)</p>	表記の整理
157	<p>7 避難所の生活衛生管理 (略)</p>	<p>8 避難所の生活衛生管理 (略)</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
157	<p>8 動物の保護</p> <p>(1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>(略)</p>	<p>9 動物の保護</p> <p>(1) 県及び保健所設置市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。</p> <p>(略)</p>	表記の整理
157	<p>9 災害時健康危機管理の全体調整</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</p>	<p>1.0 災害時健康危機管理の全体調整</p> <p>(略)</p> <p>(2) 県及び保健所設置市は、必要があると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。</p>	表記の整理
157	<p>1.0 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、<u>他県</u>へ、その他の防疫措置については自衛隊、<u>他県</u>へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は必要に応じて、<u>中核市</u>に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、<u>国及び他の都道府県</u>に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>1.1 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県は、自ら防疫活動の実施又は市町村からの応援要求事項の実施が困難な場合、臨時予防接種については国立病院機構、日本赤十字社愛知県支部、自衛隊、<u>他都道府県</u>へ、その他の防疫措置については自衛隊、<u>他都道府県</u>へこれらの実施又はこれに要する資機材につき応援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 県は必要に応じて、<u>保健所設置市</u>に対してDHEATの編成・派遣等を依頼するとともに、必要と認めるときは、<u>国、他の都道府県及び救助実施市</u>に対し、DHEATの派遣を要請するものとする。</p> <p><u>また、県は、DHEATの派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	表記の整理
	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第1節 道路交通規制等	第1節 道路交通規制等	
162	<p>(略)</p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、災害対策基本法第76条の3の規定により<u>災害時における交通規</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 自衛官及び消防吏員における措置</p> <p>派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場に行かない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、<u>緊急交通路において</u>災害対策基本法第76条の3の規定により<u>整</u></p>	対策の追加

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
163	<p><u>制等の措置を行うことができる。</u>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>3 自動車運転者の措置 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>通行禁止区域（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の</u>一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。 (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。 <u>ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、当該道路の区間以外の場所</u> <u>イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所</u> (略)</p>	<p><u>急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。</u>その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。</p> <p>3 自動車運転者の措置 災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、<u>同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の</u>一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。 (1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。 <u>ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所</u> <u>イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所</u> (略)</p>	表記の整理
第2節 道路施設対策		第2節 道路施設対策	
167	<p>(略)</p> <p>6 市町村における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略) イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>6 市町村における措置 (略) (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保 (略) イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線<u>及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）</u>について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。 (略)</p>	表記の整理
第4節 港湾・漁港施設対策		第4節 港湾・漁港施設対策	
168	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (略) (5) 航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認め</p>	<p>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置 (略) (5) 航路啓開の実施 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等に沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認め</p>	表記の整理

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>られる場合には、国（国土交通省、農林水産省）に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。 （略）</p>	<p>られる場合には、国（国土交通省、農林水産省）等に報告するとともに、障害物除去による航路啓開に努める。 （略）</p>	
	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	
	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>	
180	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>(追加)</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営 (略)</p> <p>サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p>	<p>1 市町村における措置</p> <p>(1) 避難所の開設 市町村は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。<u>また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。</u>ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難所の運営 (略)</p> <p>サ ペットの取扱 <u>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、</u>避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。</p> <p>(略)</p>	<p>対策の追加</p> <p>国のガイドラインに基づく修正</p>
182	<p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p>	<p>4 災害救助法の適用 災害救助法が適用された場合、<u>県が同法に基づく救助の実施機関（救助実施市の区域を除く。）となるが、当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。 <u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」<u>ほか</u> ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</p>	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	
183	<p>(略)</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p><u>災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定している避難所の供与等の事務については、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。ただし、災害派遣福祉チーム（DCAT）の編成・派遣については、県が実施する。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p><u>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</u></p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」<u>ほか</u> ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	第10章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第1節 給水	第1節 給水	
186	<p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>5 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</u></p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第11「応急給水用資機材」 <u>（追加）</u> ◆ 附属資料第15「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」 ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 	<p><u>滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」 ◆ 附属資料第11「応急給水用資機材」 ◆ 附属資料第15「日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」 	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
188	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u> 	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」 	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第3節 生活必需品の供給	第3節 生活必需品の供給	
189	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p><u>及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</p>	
	第12章 遺体の取扱い	第12章 遺体の取扱い	
	第1節 遺体の搜索	第1節 遺体の搜索	
193	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	第2節 遺体の処理	第2節 遺体の処理	
194	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p>	<p>(略)</p> <p>4 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円</u></p>	<p>表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u></p>	<p><u>滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</p>	
	第3節 遺体の埋火葬	第3節 遺体の埋火葬	
195	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援指示</p> <p><u>（追加）</u> 県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、市町村の実施する遺体の埋火葬につき特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における遺体搬送の協力に関する協定書」 <u>（追加）</u></p>	<p>(略)</p> <p>2 県（防災安全局、保健医療局）における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 応援指示</p> <p><u>「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」により、</u>県内の火葬場の被災状況その他広域的な埋火葬に必要な情報を収集し、応援指示をする。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定書」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害時における遺体搬送の協力に関する協定書」</p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内市町村等）」</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」</u></p>	表記の整理
195	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>「1市町村における措置」は県が実施機関となるが、当該事務は市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（救助実施市を除く。）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施</p>	表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																																
	行細則による。 ◆ 附属資料第10「火葬場等」 ◆ 附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内市町村等）」 ◆ 附属資料第15「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」 ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>（追加）</u>	行細則による。 ◆ 附属資料第10「火葬場等」 ◆ 附属資料第15「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定（県内市町村等）」 ◆ 附属資料第15「中部9県災害時等の火葬の相互応援に関する覚書」 ◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 ほか ◆ 附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」																																	
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策																																	
196	(略) ■ 主な機関の応急活動 <table border="1" data-bbox="250 660 1048 1011"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力、関西電力、電源開発</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)				中部電力、関西電力、電源開発	(略)			(略)				(略) ■ 主な機関の応急活動 <table border="1" data-bbox="1135 660 1933 1011"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事前</th> <th>被害発生中</th> <th>事後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部電力、JE RA、関西電力、電源開発</td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事前	被害発生中	事後	(略)				中部電力、 JE RA 、関西電力、電源開発	(略)			(略)				実施機関の追加
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)																																			
中部電力、関西電力、電源開発	(略)																																		
(略)																																			
機関名	事前	被害発生中	事後																																
(略)																																			
中部電力、 JE RA 、関西電力、電源開発	(略)																																		
(略)																																			
197	■ 主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="250 1091 1048 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>東邦瓦斯株式会社、中部瓦斯株式会社、犬山瓦斯株</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(略)	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、 中部瓦斯 株式会社、犬山瓦斯株	(略)	■ 主な機関の措置 <table border="1" data-bbox="1135 1091 1933 1442"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 電力施設対策</td> <td>中部電力株式会社、株式会社JE RA、関西電力株式会社、電源開発株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2節 ガス施設対策</td> <td>東邦瓦斯株式会社、サーラエナ ジー株式会社、犬</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、 株式会社JE RA 、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(略)	第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、 サーラエナ ジー 株式会社、犬	(略)	実施機関の追加及び社名の変更														
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(略)																																	
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、 中部瓦斯 株式会社、犬山瓦斯株	(略)																																	
区分	機関名	主な措置																																	
第1節 電力施設対策	中部電力株式会社、 株式会社JE RA 、関西電力株式会社、電源開発株式会社	(略)																																	
第2節 ガス施設対策	東邦瓦斯株式会社、 サーラエナ ジー 株式会社、犬	(略)																																	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="250 201 387 389"></td> <td data-bbox="387 201 631 389"> 式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会 </td> <td data-bbox="631 201 1048 389"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="250 389 1048 443">(略)</td> </tr> </table>		式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会		(略)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1135 201 1272 389"></td> <td data-bbox="1272 201 1516 389"> 山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会 </td> <td data-bbox="1516 201 1933 389"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1135 389 1933 443">(略)</td> </tr> </table>		山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会		(略)			
	式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会														
(略)															
	山瓦斯株式会社、津島瓦斯株式会社、一般社団法人愛知県LPガス協会														
(略)															
	第1節 電力施設対策	第1節 電力施設対策													
197	中部電力株式会社、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (略)	中部電力株式会社、 株式会社JERA 、関西電力株式会社及び電源開発株式会社における措置 (略)	実施機関の追加												
	第2節 ガス施設対策	第2節 ガス施設対策													
199	1 東邦瓦斯株式会社、 中部瓦斯株式会社 、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置 (略)	1 東邦瓦斯株式会社、 サーラエナジー株式会社 、犬山瓦斯株式会社及び津島瓦斯株式会社における措置 (略)	社名の変更												
	第5節 下水道施設対策	第5節 下水道施設対策													
201	下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置 (略) (2) 応援の要請 愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。 <u>(追加)</u>	下水道管理者（県（建設局）及び市町村）における措置 (略) (2) 応援の要請 愛知県独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。 ◆ 附属資料第15「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」	表記の整理												
	第14章 海上災害対策	第14章 海上災害対策													
	海上災害対策	海上災害対策													
210	(略) 10 情報の伝達系統 名古屋地方気象台 観測予報課 (略)	(略) 10 情報の伝達系統 名古屋地方気象台 (略)	表記の整理												

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考																		
	第15章 航空災害対策	第15章 航空災害対策																			
	第1節 中部国際空港	第1節 中部国際空港																			
216	(略) 3 情報の伝達系統（中部国際空港） 愛知県建設局航空 対策 課	(略) 3 情報の伝達系統（中部国際空港） 愛知県建設局航空 空港 課	愛知県の組織改正に伴う修正 (219P、220P、223P、224Pも同様の修正)																		
	第2節 愛知県名古屋飛行場	第2節 愛知県名古屋飛行場																			
220	(略) 3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） (3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 愛知県 健康福祉部 保健医療局医務課	(略) 3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） (3) 飛行場周辺で自衛隊機の事故が発生した場合 愛知県保健医療局医務課	愛知県の組織再編に伴う修正																		
	第17章 道路災害対策	第17章 道路災害対策																			
231	(略) ■ 主な機関の措置	(略) ■ 主な機関の措置	表記の整理																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路災害対策</td> <td>道路管理者（中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）</td> <td>1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）	1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 (略)		(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路災害対策</td> <td>道路管理者（中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）</td> <td>1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省及び県への連絡 (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）	1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省 及び県 への連絡 (略)		(略)	(略)	
区分	機関名	主な措置																			
道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）	1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省への連絡 (略)																			
	(略)	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
道路災害対策	道路管理者（中部地方整備局、県、市町村、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社）	1(1) 道路パトロールカーによる巡視及び国土交通省 及び県 への連絡 (略)																			
	(略)	(略)																			
	第24章 住宅対策	第24章 住宅対策																			
	(略)	(略)																			

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考												
262	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">市町村</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 </td> </tr> </table>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">救助実施市</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請・応援協力の要請 ○建設用地の確保 ○建設 ○賃貸住宅の借り上げ ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 </td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">市町村（救助実施市を除く）</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 </td> </tr> </table>	救助実施市	<ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請・応援協力の要請 ○建設用地の確保 ○建設 ○賃貸住宅の借り上げ ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 	市町村（救助実施市を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正等</p>						
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 														
救助実施市	<ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請・応援協力の要請 ○建設用地の確保 ○建設 ○賃貸住宅の借り上げ ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応援協力の要請 ○応急修理の実施 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 														
市町村（救助実施市を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 《被災宅地危険度判定の実施》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地危険度判定実施本部の設置 ○被災宅地危険度判定活動の実施 《公共賃貸住宅等への一時入居》 <ul style="list-style-type: none"> ○提供する住宅の選定・確保 <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の開設 ○一時入居の開始 ○応援協力の要請 《被災宅地の調査》 <ul style="list-style-type: none"> ○被災宅地の調査 《応急仮設住宅の設置》 <ul style="list-style-type: none"> ○設置の要請 ○建設用地の確保 ○入居者の選定・運営管理 《住宅の応急修理》 <ul style="list-style-type: none"> ○応急修理の実施の補助 《障害物の除去》 <ul style="list-style-type: none"> ○障害物の除去の実施 														
263	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節	県	(略)	<p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">機関名</th> <th style="width: 75%;">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第4節</td> <td>県</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節	県	(略)	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に</p>
区分	機関名	主な措置													
第4節	県	(略)													
区分	機関名	主な措置													
第4節	県	(略)													

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）			修正案（令和2年6月修正予定）			備考
	応急仮設住宅の設置及び管理運営 第5節 住宅の応急修理	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	応急仮設住宅の設置及び管理運営 第5節 住宅の応急修理	救助実施市 市町村 <u>(救助実施市を除く)</u>	(1) <u>応援協力の要請</u> (2) <u>建設用地の確保</u> (3) <u>応急仮設住宅の建設</u> (4) <u>民間賃貸住宅の借上げ</u> (5) <u>被災者の入居及び管理運営</u> (略)	伴う修正等
市町村		(略)	県 救助実施市		(略) 1(1) <u>応急修理の実施</u> 1(2) <u>応援協力の要請</u> 2 <u>応急修理に関する事務</u>		
県 <u>(追加)</u>		(略) <u>(追加)</u>	市町村 <u>(救助実施市を除く)</u>		(略)		
市町村		(略)	第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営				
265	1 県（建築局）及び市町村における措置 県は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。 応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。 (1) 応援協力の要請 市町村は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。 県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県 対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支			1 県（建築局）、救助実施市及び市町村（救助実施市を除く）における措置 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。 応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。 (1) 応援協力の要請 市町村 <u>(救助実施市を除く。)</u> は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。 県及び救助実施市は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する <u>(救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。)</u> 。 (略) ◆ 附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県 対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県本			表記の整理及び災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
266	<p>部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 県は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて知事の事務の一部を行うこととされた市町村長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）を参考に賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>(略)</p> <p>ア 入居対象者 <u>地震災害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</p> <p>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。</p>	<p>部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設 県及び<u>救助実施市</u>は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。<u>(救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。)</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ 建設方法 所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。 ただし、状況に応じて、<u>知事の事務の一部を行うこととされた市町村(救助実施市を除く。)</u>の長が当該事務を行うことができる。</p> <p>(4) 賃貸住宅の借上げ 県及び<u>救助実施市</u>は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う<u>(救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。)</u>。</p> <p>(5) 被災者の入居及び管理運営</p> <p>(略)</p> <p>ア 入居対象者 <u>風水害</u>により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(略)</p> <p>イ 入居者の選定 応急仮設住宅の入居者の選定については、<u>救助実施市にあっては、県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村(救助実施市を除く。)</u>にあっては、県が行う救助の補助として<u>県から受託して</u>これを行う。</p> <p>なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。</p> <p>ウ 管理運営 (ア) 応急仮設住宅の管理運営については、<u>救助実施市にあっては、県の連絡調整の下で自らが行う救助事務として、市町村(救助</u></p>	

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や<u>ひきこもり</u>などを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。</p> <p>エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。</p> <p>2 災害救助法の適用等</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に県が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」</p>	<p><u>実施市を除く。）</u>にあつては、県が行う救助の補助として<u>県から受託して</u>これを行う。</p> <p>(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や<u>引きこもり</u>などを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。</p> <p>エ 供与の期間 入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、<u>県及び救助実施市</u>が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う（<u>救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。</u>）。</p> <p>2 災害救助法の適用等</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合に<u>県及び救助実施市</u>が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市町村が行う。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</p>	<p>災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	<p>第5節 住宅の応急修理</p>	<p>第5節 住宅の応急修理</p>	
266	<p>1 県（建築局）における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施 県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。</p> <p><u>ア 修理の対象住家</u> <u>住家が半壊し又は半焼し、かつその居住者が現実に当面の日常</u></p>	<p>1 県（建築局）<u>及び救助実施市</u>における措置</p> <p>(1) 応急修理の実施 <u>県及び救助実施市</u>は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（<u>救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。</u>）。応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するものであり、次のとおり実施する。</p> <p><u>ア 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>（ア）住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受</u></p>	<p>表記の整理、災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
267	<p><u>生活を営むことができない状態にある住家とする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>カ 給付対象者の範囲</u> 半壊等の住宅被害を受け、応急修理を行うことによって避難所等への避難や応急仮設住宅の利用を要しなくなると見込まれる者で、<u>自らの資力では修理を行うことができない者及び災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。</u></p> <p>(2) 応援協力の要請 県は、被災住宅の応急修理に<u>あたっては</u>、協定締結団体に協力を要請する。</p> <p>(略)</p>	<p><u>け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>(イ) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 応援協力の要請 県<u>及び救助実施市</u>は、被災住宅の応急修理に<u>当たっては</u>、協定締結団体に協力を要請する。<u>(救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。)</u></p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理、災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
267	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、当該事務は市町村長への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。</p>	<p>3 災害救助法の適用</p> <p>(1) 災害救助法が適用された場合、県<u>及び救助実施市</u>が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、<u>県が実施機関となる当該事務については市町村（救助実施市を除く。）</u>の長への委任を想定しているため、当該市町村 <u>（救助実施市を除く。）</u>が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>(2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市町村が行う。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」ほか</p>	<p>表記の整理、災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	<p>第6節 障害物の除去</p>	<p>第6節 障害物の除去</p>	
268	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p>	<p>表記の整理、災</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>災害救助法が適用された場合、「<u>1 市町村における措置</u>」は<u>県が実施機関となるが</u>、当該事務は<u>市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」</p>	<p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく実施機関となるが、県が実施機関となる</u>当該事務は<u>市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（<u>救助実施市を除く。</u>）が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」<u>ほか</u></p>	<p>害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>
	<p>第25章 学校における対策</p>	<p>第25章 学校における対策</p>	
	<p>第4節 教科書・学用品等の給与</p>	<p>第4節 教科書・学用品等の給与</p>	
<p>272</p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、「<u>2 市町村における措置</u>」は<u>県が実施機関となるが</u>、当該事務は<u>市町村長</u>への委任を想定しているため、当該市町村が実施することとなる。</p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第8「教科書・学用品の調達斡旋」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」 <u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 災害救助法の適用</p> <p>災害救助法が適用された場合、<u>県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる</u>当該事務<u>については市町村（救助実施市を除く。）の長</u>への委任を想定しているため、当該市町村（<u>救助実施市を除く。</u>）が実施することとなる。</p> <p><u>また、県及び救助実施市は、災害救助に係る愛知県資源配分計画及び災害救助法資源配分チームにおいて、県の広域調整の下で、円滑かつ迅速に実施する。</u></p> <p>なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。</p> <p>◆ 附属資料第8「教科書・学用品の調達斡旋」</p> <p>◆ 附属資料第15「災害救助法施行細則」<u>ほか</u></p> <p>◆ <u>附属資料第15「災害救助法に係る愛知県資源配分計画」</u></p>	<p>表記の整理、災害救助法に係る名古屋市の救助実施市指定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画

頁	現行（令和元年6月修正）	修正案（令和2年6月修正予定）	備考
	<p>を交付する。</p> <p>(略)</p>	<p>を交付する。</p> <p><u>なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	
	<p>第2節 被災者への経済的支援等</p>	<p>第2節 被災者への経済的支援等</p>	
282	<p>1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置</p> <p>(略)</p>	<p>1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管部局）における措置</p> <p>(略)</p>	表記の整理
283	<p>(5) 災害見舞金の支給</p> <p>地震災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p>	<p>(5) 災害見舞金の支給</p> <p><u>自然</u>災害により死亡(行方不明を含む)又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。</p>	